

住民税の定額減税

所得税の減税は30000円、住民税の減税は10000円です。それぞれ手続きが異なります。なお、対象者は「居住者」に限定され、非居住者は対象外です。

定額減税の対象者

※個人住民税は前年の所得に対して課税されるため、2023（令和5）年分の所得金額により判定されます。給与所得者のみの場合は、給与収入（賞与も含む）が2,000万円以下（住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下）の納税義務者の場合に、今回の定額減税の対象となります。

減税（特別控除）される金額

所得税 本人3万円＋同一生計配偶者又は扶養親族（※）×3万円

住民税 本人1万円＋同一生計配偶者又は扶養親族（※）×1万円

※所得税は非居住者、住民税は国外居住者を除く。

<定額減税の方法>

特別徴収の場合（給与所得者の給与控除）

令和6年7月から令和7年5月までの11か月で、定額減税された金額が決定通知書で通知されますので、通知の内容に従って特別徴収を実施します。※令和6年6月の住民税特別徴収はありません。

普通徴収の場合（自分で住民税を納税する方）

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。